

## 災害発生時の FAQ

### 【災害休暇】

Q 1 地震や台風などの天災、その他の非常災害に伴い、交通機関不通等により、出勤が困難な場合における「特別休暇」について。

A 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」）第 10 条第 2 号が適用され、必要と認める日又は時間の取得が可能。

当該特別休暇の付与については、交通機関の状況や業務上支障がないか、所属の体制等をふまえて各所属において判断・対応すること。

<勤務時間規則> 第 10 条第 2 号（災害）

（特別休暇）

天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合

必要と認める日又は時間

#### ■ 取得例

##### ①終日の取得

- ・公共交通機関の不通により全く出勤できない
- ・振替輸送等の別の手段で出勤することができないため公共交通機関の運転再開を待っていたが、再開時点から勤務公署に移動しても勤務終了時刻に到着しない
- ・府内に危機管理体制が敷かれ、職員の服務について指示が行われている（時間単位の取得も同様）
- ・地域独自の災害状況（避難警報、土砂崩れ、川の増水又は道路遮断等）により職員の出勤途上の安全を確保することが困難であると学校長が判断する場合（時間単位の取得も同様）

##### ②時間単位（勤務開始時刻から到着時刻まで）の取得

- ・電車が動かないので振替輸送等の別の手段で出勤した
- ・振替輸送等の別の手段で出勤することができなかったため公共交通機関の運転再開に伴って出勤した

Q 2 台風で公共交通機関が運休となり勤務公署へ出勤できないが、その日は事前に年次休暇や夏期休暇を申請していた場合、災害休暇に振り替えてよろしいか。

A できません。本休暇は勤務を要する場合に取得できるものであり、災害発生前に他の休暇等を申請していた場合は、勤務する必要がないため、要件に該当しません。

Q 3 災害発生時まで、あらかじめ午前中に年休を申請していた職員が出勤途上、交通機関の事故や災害等による交通機関の遮断・遅延により出勤が遅れた場合、災害休暇に振り替えてよろしいか。

A 不可。始業時は当該年休を承認された時間だけずれたものとみなして、その時間から到着までの時間を特別休暇

として承認することとなる。（午前中の年次休暇→特別休暇→勤務）

なお、特別休暇の承認は、通勤認定を受けている経路において職員が把握していない交通機関の遮断・遅延が発生し、かつ、公共交通機関の場合は遅延（延着）証明書の提出がある場合に限り承認する（通勤認定経路以外での遮断・遅延や職員が当該遮断・遅延を把握していた場合は年休で対応）。

Q 4 災害発生時まで、あらかじめ午後から年休を申請しており、午前中は勤務するつもりでいた職員が、出勤途上交通事故や災害による交通機関が遮断・遅延により通勤できなかった場合、災害休暇に振り替えてよろしいか。

A 不可。始業時から到着時間までを特別休暇として承認する。

→年休取得開始時刻までに到着できない場合は、午前特別休暇、午後年次休暇とする。

→年休取得開始時刻までに到着できるにも関わらず、本人の判断により出勤しなかった場合は一日年次休暇となる。（午前の特別休暇は承認しない）

Q 5 年次休暇を利用して帰省したが、台風などの災害に遭い、休暇承認期間を過ぎても出勤することができない場合、勤務時間規則第 10 条第 2 号（災害特別休暇）は適用されるか。

A 当該特別休暇は、職員の責めによらない原因により、現実に出勤することが著しく困難であると認められることが必要であるが、この場合の「出勤する」とは、基本的には職員が通常利用している住居から勤務公署までの経路に限定されると解されるものであるため、帰省先から出勤することができない場合については、当該特別休暇を取得することはできない。

Q 6 勤務公署に着く直後に電車の計画運休が予定されており、出勤した場合は退勤が困難であることが予想されるため、出勤せずに災害休暇を終日取得することは可能か。

A 通勤の時点で電車が運休となっていない場合は、当該特別休暇の取得はできない。また、勤務せずに勤務時間規則第 10 条第 4 号（危険回避）を取得することもできない。

Q 7 電車の遅延によって出勤が遅れた職員から遅延証明書の提出があったが、どのように取り扱えばよいか。

A 勤務開始時刻から到着時刻までの災害休暇として取り扱う。なお、事務処理の簡略化のため遅延（延着）証明書の提出をもって出勤簿修正（電車延着）で対応することも可。

Q 8 自動車通勤認定者が災害により電車で通勤することとなり遅参したが、勤務開始時刻から到着までの時間を災害休暇として取り扱ってよいか。

A 遅延（延着）証明書の提出によって可。

## 【危険回避休暇】

Q 1 出勤したが、計画運休などにより帰宅できないことが見込まれる場合。

A 勤務時間規則第 10 条第 4 号が適用され、必要と認める時間の取得が可能。

<勤務時間規則> 第 10 条第 4 号（危険回避）

（特別休暇）

天災その他の非常災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

### ■ 取得例

- ・ 認定経路の公共交通機関の運休が予定されており、振替輸送等の別の手段で帰宅することも困難
- ・ 府内に危機管理体制が敷かれ、職員の服務について指示が行われている
- ・ 地域独自の災害状況（避難警報、土砂崩れ、川の増水又は道路遮断等）により職員の退勤途上の安全を確保することが困難であると学校長が判断する場合

Q 2 通勤認定を受けている路線が計画運休となったが、他の交通機関を利用して迂回すれば帰宅できる場合、危険回避休暇を取得できるか。

A 不可。他の交通機関を利用して迂回しても帰宅できないことが見込まれる場合に必要と認める時間を取得できます。なお、他の交通機関を利用し迂回することで過度な負担が生じる場合には、個別の事情を勘案して判断してください。

Q 3 子の保育園が臨時休園となったため迎えに行かなければならない。危険回避休暇を取得できるか。

A 職員の退勤途上における危険回避のための休暇であるため不可。

## 【交通の制限又は遮断】

Q 1 感染症予防法で定める第一類感染症が発生し、交通の制限又は遮断の措置が取られた場合。

A 勤務時間規則第 10 条第 1 号が適用され、必要と認める日または時間の取得が可能。

<勤務時間規則> 第 10 条第 4 号（危険回避）

（特別休暇）

天災その他の非常災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

## 【現住居滅失破壊】

Q 1 台風など、天災その他の非常災害により、職員の住居が損壊等した場合について。

A 勤務時間規則第 10 条第 3 号が適用され、1 週間以内で必要と認める期間の取得が可能。

＜勤務時間規則＞ 第 10 条第 3 号（現住居滅失破壊）

（特別休暇）

天災その他の非常災害により次に掲げる場合、その他これらに準ずる場合に該当するため勤務できない場合

一週間以内で必要と認める期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、

食料等が著しく不足し、当該職員以外にこれらの確保を行うことができる者がいない場合

※なお、家屋の一部が物理的に破壊されたような場合であっても、職員の日常生活に特に不自由を与えない程度であれば取得はできない。

※当該特別休暇を取得するにあたって、証明書の必要はない。

※当該特別休暇の付与については、住居の現実の使用可能状態に応じて個別に判断すること。

## 【その他】

Q 1 会計年度任用職員はどうか。

A 基本的な考え方は、常勤職員と同じになり、要件がある場合は取得可能です。